

## 高額療養費の限度額引き上げの見直しを求める意見書

高額療養費制度においては、1カ月に支払う医療費の自己負担額に上限が設定され、その限度額は収入や年齢によって決められています。高額療養費を利用する1250万人の重篤な患者に対する医療負担におけるセーフティネットです。その限度額が、2025年8月から2027年8月まで、段階的に引き上げられようとしています。

引き上げ額も大きく、2027年8月には、年収約510万円の人は3万3,300円もの引き上げとされます。また70歳以上の高齢者の外来特例については、50%を超える引き上げも予定されています。75歳以上の窓口負担は2022年10月に1割から2割へ引き上げられており、連続して高齢者に痛みを強いることとなります。

がん患者などで作る団体などから「継続治療が必要な患者が多数いることをまったく考慮しておらず、受診抑制に直接つながる」との反対や、「最も困った時に助けるどころか負担増か」「外来特例の引上げで、さらに受診抑制で医療機関も赤字だ」といった不安の声が多数寄せられています。

この物価高騰期にさらに医療費の引き上げによる生活といのちを脅かす負担増は見直すべきです。つきましては、地方自治法第99条の規定により意見書の提出をいたします。

### 記

- 1 国民の生活といのちを守るために、医療費の負担増である高額療養費制度の限度額引き上げを見直すこと
- 1 物価高騰期における国民生活を守るため、医療費負担の軽減対応を検討すること

令和7年3月17日

福島県河沼郡会津坂下町議会議長 赤城大地

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
厚生労働大臣	福岡資麿	殿
財務大臣	加藤勝信	殿